

外国投資と国内投資の投資申請手続き及びその指針に関する
投資調整庁長官 / 投資担当国務大臣決定書 No.57/SK/2004

添付書類
MODEL I / PMA

外国投資にかかる投資申請書

本投資申請は、外国投資に関する法律 1967 年第 1 号及び 1970 年第 11 号に基づき、投資調整庁を通じてインドネシア共和国政府宛てに提出するものである：

I . 申請者のデータ

A . 外国側の投資者

- 1 . 会社名、或いは個人名 :
- 2 . 主な事業内容 :
- 3 . 住所 (電話番号、E-mail アドレス、ファックス番号を含む) :

B . インドネシア側の投資者外国側の投資者

- 1 . 名称 (会社名、共同組合名、或いは個人名) :
- 2 . 納税者登録番号 :
- 3 . 主な事業内容 :
- 投資ステータス (外国投資、国内投資、又は非外国・国内投資) :
- 4 . 住所 (電話番号、E-mail アドレス、ファックス番号を含む) :

*) 使用しない文字は削除すること

・新規外国投資企業に関する説明

- 1 . 会社名 :
- 2 . 事業種 :
- 3 . プロジェクト用地
 - a. 県 :
 - b. 州 :

4 . 年間生産量

製品 / サービスの種類	生産容量		備考
	ユニット		

5 年間販売量 .

製品 / サービスの種類	単位	輸出市場用	国内市場用	
			販売	自社使用

年間輸出高概算 : US \$ _____

6 . 必要となる土地面積 : _____ m² / 年

7 . 従業員 : 外国人 インドネシア人

a. コミサリス : _____ 人 _____ 人

b. 取締役 : _____ 人 _____ 人

c. 専門職*)

- マネージャー : _____ 人 _____ 人

- 専門職 : _____ 人 _____ 人

d. ワーカー : x _____ 人

合計 : _____ 人 _____ 人

備考 : 外国人については各役職ごとに詳細を記入のこと

8 . 投資金額の割り当て

a. 固定資本

- 土地取得及び土地整備費用 : US \$

建造物 : US \$

機械、設備及びスパーツ : US \$

その他 : US \$

小計 : US \$

b. 運転資金 (3ヶ月分) : US \$

合計 : US \$

備考 : プロジェクトサイト / 活動の種類が複数であるプロジェクトの投資については、プロジェクトサイト / 活動種類ごとに詳細を記入のこと。

9 . 資金源

a. 自己資本 : US \$

b. 借入資本 : US \$

10. 会社資本

- a. 授権資本 : US \$
- b. 発行済資本 : US \$
- c. 払込資本 : US \$

注：発行済資本は、自己資本と同額であること。

11. 株主

a. 外国側	US\$	%
小計		
b. インドネシア側	US\$	%
小計		
c. 合計 (a + b)	US\$	100 %

12. プロジェクト完了までの期間：政府が発行した承認書の日付から数えて、____ヶ月。

. 表明

1. 本プロジェクトが将来において環境汚染を生じさせた場合、我々は社会に対する損害賠償を含め、全ての事態について責任を負う用意があること。
2. 本申請書は、添付書類或いは別途提出する関係書類を含め、権限を持つ者が署名し作成することが事実であり、随時責任を問われる用意があること。

年 月 日

外国側申請者

インドネシア側申請者
収入印紙 6000 ルピア

氏名、署名、及び社印

氏名、署名、及び社印

添付書類：

1. 外国人投資者：
 - a. 英語或いはインドネシア語の会社定款：
 - b. 外国人である個人の場合は、有効なパスポート全ページの写し：
2. 外国投資企業の場合：
 - a. 会社定款或いはその変更の写し：
 - b. 納税者登録番号：
3. インドネシア側投資者：
 - a. 会社の場合は会社定款及びその変更、個人の場合は身分証明書：
 - b. 納税者登録番号証：
4.
 - a. 加工製造業の場合、生産工程のフローチャートと必要となる原材料・副資材の説明
 - b. サービス業の場合、事業内容に関する説明
5. 申請書の署名を申請者本人が行わない場合、権限を持つ者からの委任状
6.
 - a. 業種に関連のある大臣より何らかの必要性が生じた場合は、「投資実施技術指針書」の規定に従う。
 - b. 特定の業種、すなわち、採掘活動を有する鉱業、エネルギー部門、椰子油（パームオイル）のプランテーションや漁業は、関連のある省庁あるいは技術省による推薦状を取得しなければならない。
 - c. 自己のプランテーションから得られる原材料を有しないパームオイル（椰子油）加工業はプランテーションから得られる原材料保証書を記載し、地方行政により承認されなければならない。
7. 合併が条件となる事業分野について：
 - a. 小規模事業との合併にかかる合意に関する書面による共同合意書 / 契約書で合併する当事者の氏名と住所、適用する合併形態、当事者双方の権利と義務及び小規模事業に対して実施する指導のタイプなどについて記載したもの
 - b. 小規模事業者が法律 1995 年第 9 号に基づき小規模事業としての条件を満たしていることに関する、小規模事業者からの表明書（収入印紙を貼付）